

# 評 議 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成29年12月4日(月)午後2時～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から評議員会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、評議員定数7名以上32名以内、現在員数32名、本日の出席者26名でございます。従いまして、評議員総数の過半数に達しておりますので、定款第15条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、はじめに、新たにご出席いただいております評議員の皆様をご紹介申しあげます。

生野区社会福祉協議会会長の多田龍弘評議員でございます。住之江区社会福祉協議会会長の中野紀久雄評議員でございます。住吉区社会福祉協議会会長の北原隆評議員でございます。大阪府歯科医師会理事の小谷泰子評議員でございます。なお、大阪市民生保健委員長の山本長助評議員につきましては、本日、所用のためご欠席でございますので、お名前のみのご紹介とさせていただきます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申しあげます。

乾 会 長 (あいさつ)

司 会 ただ今から議事に入りますが、評議員会の議長は定款第15条第1項の規定により、その都度評議員の互選とすることになっておりますが、こちらから、ご指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を北区社会福祉協議会会長の吉川評議員にお願いいたします。吉川評議員様、恐れ入りますが、議長席へお願いいたします。

吉川議長 北区社会福祉協議会の吉川でございます。皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めて参りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず、評議員会の議事録の署名人を決めさせていただきます。議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、議事録の署名人は、浪速区社会福祉協議会会長の松尾評議員と、NHK厚生文化事業団近畿支局長の種田評議員にお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

## < 議 案 > 理事の選任について

吉川議長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

本日の議案、理事の選任について、事務局から説明してください。

浅井局長 事務局長の浅井でございます。議案、理事の選任につきまして、ご説明申し上げます。資料1の1頁をご覧ください。

現在、19名のみなさまに理事としてご就任いただいておりますが、平成29年11月20日に開催された理事会において、新たに2名の理事候補者が推薦されました。

まず、「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己様でございます。

続きまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」といたしまして、大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長の北玲子様でございます。

任期につきましては、本日、平成29年12月4日から現任期の残任期間である平成30年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、理事の選任についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

吉川議長 ただ今、理事の選任について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、本議案は、原案どおり決定されました。

続きまして、報告事項ということで、乾会長及び西嶋常務理事の職務執行状況について報告をいただきます。まず、事務局からの説明後、それぞれご報告をお願いします。

真鍋課長 総務課長の真鍋でございます。

それでは、資料2の「会長及び常務理事の職務執行状況報告」をご覧ください。

社会福祉法第45条の16及び定款第20条に理事の職務及び権限が規定され、会長及び常務理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとしております。平成29年11月20日に開催された理事会におきまして、乾会長、西嶋常務理事から平成29年4月1日から11月1日までの職務執行状況について報告いただきましたが、評議員会においてもご報告するものでございます。

それでは、資料の1頁をご覧ください。会長の職務執行状況でございます。

(1) 会議の招集・開催につきましては、記載のとおり、理事会、評議員会、改正社会福祉法に基づき設置した評議員選任・解任委員会、区社協会長会の開催の他、本年10月23日に行いました大阪市社会福祉大会における表彰者を決定する表彰審査委員会を開催いたしました。(2) 主な関係会議への出席、(3) その他につきましては記載のとおりでございます。

次に裏面2頁をご覧ください。常務理事の職務執行状況でございます。(1) 本会議への出席につきましては、さきほどご報告した会議の招集・開催の他、後程、ご報告いたしますが、大阪市地域福祉活動推進委員会、善意銀行運営委員会などに出席いたしました。(2) 主な関係会議への出席、(3) その他につきましては記載のとおりでございます。

それでは、乾会長からこの間の主な職務等についてご報告いただいた後、西嶋常務理事から3頁に記載の事業実施状況について報告いたします。

乾会長 それでは、会長の職務の報告ですが、(1) 会議の招集・開催についてはさきほど事務局からご説明いただいたとおりでございます。次の(2) 主な関係会議への

乾 会 長 出席について、ご報告させていただきます。全国社会福祉協議会の評議員会ですが6月に出席したほか、11月にも出席いたしました。大阪市地域福祉活動推進委員会ですが、本日午前に33回目の委員会が開催されました。評議員会に出席いただいている山田評議員が座長となって進めていただいたので、後ほどご報告をお願いしたいと思います。それから、8月24日・25日には指定都市社協・民児連連絡協議会に参加しました。全国に20の指定都市があり、それぞれの社協と民児連が参加しておりますが、毎年開催していきまして、今年は新潟が開催地でした。指定都市ならではの共通の課題がありますので、情報交換会等を通じて本音で意見交換ができました。大阪市からは社協と民児協の代表者と事務局が参加いたしました。全国社会福祉協議会福祉懇談会が10月に行われまして、これは昨年から行われていますが、250人ほどの出席がありました。社協関係者の出席もありますが、多くは社会福祉施設の関係者で、関係する国会議員の出席もありました。同じ地域ごとにテーブルを囲んで意見交換をしましたので、交流を深めるということに大変効果があったのではないかと考えております。大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会が10月にあったほか、11月には地域福祉専門分科会で大阪市地域福祉基本計画の素案が検討されました。12月から1月にかけてパブリックコメントが行なわれる予定でございます。平成30年度から32年度までの3ヶ年の計画でして、先ほど申しました大阪市地域福祉活動推進委員会でも並行して大阪市地域福祉活動推進計画策定に向けて動いております。(3) その他といたしまして、各種団体の大会や周年行事等に出席させていただき、10月には北区、11月には東淀川区の社会福祉大会に参加いたしました。直接の関係はございませんが、地域福祉推進の財源となっている共同募金の方でも種々活動しております。

それでは、山田評議員から本日開催した大阪市地域福祉活動推進委員会のご報告をよろしくお願いたします。

山田評議員 先ほど会長から説明いただいた大阪市地域福祉活動推進委員会の委員長職務代理者を務めております山田でございます。本日の午前中に行いました大阪市地域福祉活動推進委員会では地域福祉を推進する6つの視点に沿って、地域福祉の推進を行ってまいりましたが、大阪市が地域福祉基本計画を策定するというところで車の両輪であります社協でも同じ期間にあわせて推進計画を作ろうと委員会が開催されております。来年3月をめどにして具体的な成果物としてガイドブックを推進委員会の委員が3班に分かれて作成しています。最初は市社協のホームページ等で公開することになると思いますが、推進計画の期間である3年の間に冊子にしていけばいいのではないかと考えています。これからの活動推進に向けて、担い手・居場所・見守りという3つの目標設定をしながら計画作りをしているところでございますので、皆さんが活動される時に活用していただけたらありがたく思います。以上で報告とさせていただきます。

乾 会 長 ありがとうございます。現在はガイドブックの作成など、精力的に時間を費やして、委員の皆さん方や各団体の代表の方々に取り組んでいただいております。以上が会長の職務報告とさせていただきます。

西 嶋 常 務 常務理事の西嶋でございます。平素は皆様方に本会の運営にあたりまして、格段のご協力をいただいております。この場をお借りしまして感謝申し上げます。事業

の実施状況につきましてご報告いたします。

まず、(1) 職員採用についてでございますが、11月1日現在、市社協の正規職員は413人で、ここ数年20～30人が定年退職し、再雇用や嘱託職員化というような取組みをしております。構成割合としては、正規職員が3割、非正規職員が7割程度であり、全国的に社協がそのような状況になっています。継続的・安定的な運営と組織の活性化を図っていかなければならないということで、近年は新規採用も行ってきたところですが、近年の状況で申しますと、平成29年4月1日付けで新卒と既卒を26人採用いたしました。11月1日には生活支援体制整備事業を全区展開するという事で新たに12人を採用しました。平成30年4月1日には、7人の新卒予定者の採用を内定しています。今年度、約20人の職員が定年退職予定であり、先日ご案内したとおり、現在、職員採用試験についても取り組んでいきます。また、優秀な嘱託職員の登用なども進めていきたいと考えています。

人材の確保と併せまして、人材育成も大切でございますので、全職員に体系的な研修を行うとともに、キャリアに合わせた研修に取り組んでいます。

2番目、大阪市地域福祉活動推進委員会について、先ほど山田評議員からもご報告いただきましたが、大阪市では平成30年度からの3ヶ年で大阪市地域福祉基本計画が策定される予定です。行政計画と住民主体の計画である地域福祉活動推進計画を車の両輪として作成しているところでございます。今朝の委員会でもご指摘いただいたところですが、この計画は住民主体の計画であると言いつつ、正規職員が413人いる市社協・区社協の専門職をどう活用していくのか、計画を推進するにあたって市社協・区社協がどう関わっていくのかということも大切な視点であるという議論もありました。それから、ガイドブックにつきましては、各地域で活発な動きを見せていますが、例えば子ども食堂や、今回の社会福祉法改正で義務化された社会福祉法人の社会貢献・地域貢献の事例などを集めたガイドブックを作成することで、大阪全域全体の地域福祉活動の推進につなげていきたいという思いでございます。大阪市の地域福祉基本計画と合わせた推進計画であります。各区においても各区の状況に合わせた計画があります。各区役所、区社協と連携しながら地域の特性に応じた活動を進めていく方策を検討いただきたいと思います。

3番目、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、28年度から実施している事業でございます。ひとり親家庭の親を対象に、就労の安定のために保育士や看護師等の様々な資格取得を支援する事業を大阪市内で実施しており、養成機関に入学するための準備金を市社協で貸付事業として実施していますが、理事会・評議員会におきまして様々なご意見をいただいたところです。平成28年度の実績は30件、今年度につきましては28件、助成いたしました。予定よりは少ない件数ですが、理事会・評議員会でご意見いただいたことも踏まえまして適正に事業を実施しているところでございます。

4番目、災害への備えとしての取組みですが、近年、各地で大規模災害が発生している状況ですので、平時から災害への備えとしての取組みが必要で、社協としても災害時における取組みを進めているところでございます。大阪市内で災害があった場合、社協の大きな役割として災害ボランティアセンターの開設がございます。ただ、すぐには開設できませんので、災害があった場合にはまず区内、市内の状況を把握しなければならないことから、市社協・区社協において状況確認のための災害訓練も実施しています。7月31日には「大阪市災害ボランティアセンター開設訓練」を行い、8月24日には今年で3回目になりますが、行政職員の方も含めまして

「災害ボランティアセンター運営者の研修」を行いました。また、災害時において市社協・区社協自体がどう連携して動くのかということを確認するため、今年の12月7日には市社協と区社協共同で災害対策本部の設置訓練を予定しています。発災当初、社協がどう動いていくのか、市社協と区社協の連携の確認もいたします。訓練には市社協から30数名参加し、区社協からは区社協内で訓練を行います。200名近く参加する予定で、総勢230名が参加する訓練となります。企画段階でも様々な課題が見えてきています。訓練でも新たな課題が出てくると思いますが、次年度以降の訓練に反映しながら進めていきたいと考えています。

続きまして、区社協活動・事業の支援についてですが、市社協として区社協の事業の調整や支援というのは大きな役目・役割です。まずは市社協では区担当制による区社協ヒアリングを行っています。本会事務局職員が特定の区を担当し、7月から9月にかけて訪問し、区社協事業の進捗等の確認や課題等は共有しながら具体的な提案等を進めております。区担当制は福祉局でも実施しており、福祉局職員が区役所の実施事業の状況をヒアリングしています。市社協と福祉局で全体的な状況を確認し、24区にもフィードバックしながら事業の推進をしていきたいと考えています。

続きまして、各区に共通する事業として(2)、(3)、(4)の3つの事業についてご報告いたします。

先ほど少しふれましたが、生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター配置事業）でございます。2025年から地域包括ケアシステムを確実に進めていくということで、国レベルでも議論が進められており、11月1日から24区社協に生活支援コーディネーターを配置しました。2年前に先行3区、その次は8区に展開していたところです。当初は公募という形で事業を展開していましたが、8区の実績や活動内容を踏まえ、大阪市から特名で24区社協で展開することになりました。この間、先行8区社協が確実に事業を進めた実績をもって特名という判断をいただいたと思っております。

事業内容は、地域包括ケアを構築するために、地域のなかで資源を開発していくこと、区内のネットワークを構築していくことがございます。鶴見区や東成区などで実施されている住民同士の支え合いによる有償活動は、例えばちょっとした見守りや高いところの電球の取り換え等といった介護保険では対応できないような活動を住民同士の支え合いながら実施していくような事業で、数区で取り組んでいただいていますし、居場所ということでサロン活動を実施している区もあります。24区に生活支援コーディネーターが配置されましたので、資源開発という意味も含めまして、こういった事業を全区展開していただけたらと考えています。

地域包括ケアにおける生活支援体制整備事業に関する研修を9月6日には事務局長や各区の担当者を対象として行いました。12月15日には24区の担当者が集まって、意見交換できる場を設けるなど、この事業を充実させていきたいと考えています。

次に要援護者の見守りネットワーク強化事業ですが、平成27年度から大阪市からの特名で区社協が受託・実施している事業です。

各区社協に見守り相談室を設置し、正規職員と嘱託職員数名配置して、事業を実施しています。見守り相談室の機能は3つございます。1つは要援護者の名簿を整理することと、孤立世帯への専門的な対応、3つ目は認知症の方が徘徊した時にすぐに発見できるようあらかじめ登録していただき、行方不明時には協力者の方に情

西嶋常務

報発信するということです。平成 27 年度と 28 年度の 2 年間で大きな事業実績を挙げています。要援護者の状況確認のために、10 数万件郵送をしても返事があるのは一部の方だけで、返事がない方もおられます。そういった方々こそ災害時には手助けが必要な方ではないかということで、返事がなかった 5 万件のお宅を区社協職員が訪問し、その中で 700 件近くの方は支援が必要で、介護支援や見守り活動などの支援に結びつけた実績があります。本当に支援が必要な人はなかなか相談機関等に来ることができないケースが多いので、事業を通じて、直接訪問をして支援できたということです。

それから、先ほどご説明した徘徊した認知症高齢者を早期発見する機能ですが、24 区で徘徊のおそれのある認知症高齢者 700 人以上の方に登録いただいています。既に 100 数十名の方が行方不明になられた時に、協力者に情報を発信したところ、ほとんどの方がすぐに発見でき、大きな成果を挙げております。

最後に生活困窮者自立支援事業につきましては、平成 27 年度から全区展開された事業です。全国を見ますと行政が直営で相談窓口を設置しているところが半分近くあり、もう半分は民間で窓口を開設しており、民間のうちの 8 割ぐらいは社協が事業を実施しています。大阪市においては、23 区社協が事業を実施し、様々な相談を受けています。相談件数は全国と比較しても突出しており、年間 8 千件近い方が相談窓口を訪れています。そのうちの 2 割ぐらいは継続した支援が必要ということで、そのうちの半数ぐらい、全体の 1 割程度が就労に結びついたということです。相談支援窓口は区役所の中に設置しており、市社協職員を派遣して事業を実施していますが、区社協から離れていますので、全体で共通認識を持ちながら事業推進をしていくために 6 月から 7 月にかけて事業実施のヒアリングも行い、先月は区社協が受託していない 1 区も含めた、24 区の担当者を集めて情報交換や課題の共有をしたところでした。この事業は社協が関わっていかねばならない事業だと思っていますので、今後も様々な意見を聞きながら事業を展開していきたいと考えています。

以上、市社協・区社協で様々な事業を実施し、大きな成果を挙げておりますが、この成果がうまく住民の方や関係者の方に伝わっていない部分もございますので、広報活動にも力を入れていかねばならないと考えております。

今後とも、各区の特徴を活かしながら、全市的な地域福祉推進に向け、関係機関とも連携を図りながら取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援ご協力をお願い申しあげ、ご報告とさせていただきます。

吉川議長

ただ今、それぞれ報告をいただきましたが、ご質問はございますか。

吉田評議員

職員採用のことでお尋ねします。平成 30 年度に 7 人採用予定とあり、今年度は 40 人程度採用しているのですが、最終的には 40 人程度の採用を見込んでいるのですか。

西嶋常務

今年度につきましては 4 月に 26 人採用し、11 月には新たな事業として生活支援コーディネーター配置に伴い 12 人採用したところでございます。

今年度も 20 数名定年退職予定ということも踏まえまして、採用試験を実施するというところで募集要項を先日送付いたしました。15 人を募集しています。既に採用内定が出ている 7 人と併せて 20 人以上の採用を考えております。

採用に合わせて人事異動もございまして、新しい方が区社協の方に行かれた場

西嶋常務 合には会長の皆さま方にはご指導をお願いいたしたいと思います。

吉田評議員 人材確保に多くの企業が苦慮しているので、社協の採用はどうかと心配しています。募集してもなかなか人が来ないとか予定どおりの人が集まらないということがないのかお聞きしたいのですが。

西嶋常務 昨年の状況を申しますと、12月に募集をして年明けに試験をしましたが、募集人数の約2倍の方にご応募いただきました。社協が実施している事業のなかで地域包括支援センターや認知症初期集中事業など医療職を要する事業もありまして、保健師や看護師などの人材はなかなか確保しにくいという状況がありますが、今年採用した26人のうち、4人は医療職という状況です。

山田評議員 常務理事から説明のあった生活困窮者自立支援事業は元々、経済的困窮のみならず地域での孤立化ということも重要視されていたと思います。ご説明のように相談者のうち、1割が就労に結びついたとのことですが、その1割以外で孤立されているような方は複合的な課題が出てくると思います。そういう意味では(2)の生活支援コーディネーター配置事業や(3)要援護者の見守りネットワーク強化事業が関係してくるので、事業間で連携していただいて、全体として地域福祉の立場から生活困窮者を出さないということをお願いしたいと思います。

西嶋常務 確かに生活困窮者自立支援事業は経済的困窮だけでなく、つながりの困窮ということで地域から孤立している方もおられます。そういう意味では、この事業を社協がとるべきだと考えていますし、社協では地域包括や見守り相談室も持っていますので、就労へは直接結びつかなくともケアできる体制はあると思います。そこがうまく連携できるようにというご指摘をいただいたと思いますので、社協総体として取り組んでいけるようにしたいと思います。

武智評議員 区役所と区社協がより積極的に連携すると情報交換もできて、協力し合うことが事業実施においても効果を上げるとは思うのですが、これまで以上の積極的な連携ができるのか、今までの経過のなかでピンとこない部分があります。

また、先ほど生活困窮者自立支援事業の説明のなかで24区中1区は区社協ではないということで行政上の問題があるのかということをお聞きしたいのですが。

西嶋常務 平成26年度に各区社協の会長さんと各区長で地域福祉活動に係る連携協定を結んでおります。実のある連携にしていくことはこれからの課題と認識しております。十分連携している区もあれば、まだまだこれからという区もあると思っておりますので、区と区社協が車の両輪として事業を進めていけるようにしたいと思います。

それから、生活困窮者自立支援事業は公募事業となっております。モデル事業として実施した際に、相談事業と就労支援事業をセットにして相談窓口としました。その時には社協は就労対策はあまりできていないということもあり、公募した際には人材派遣等の就労支援に取り組む民間も手を挙げた経過があって、今も公募事業となっております。23区は区社協が事業を受託しましたが、1区は社会福祉施設を運営する団体が受託しています。ただ、区内の社会福祉施設が受託していますの

西嶋常務 で、区社協が受託していなくても、その施設と区社協は連携して事業を進めていきたいと考えています。

武智評議員 様々な地域活動のなかで、地域活動協議会や既存の団体がありますが、地域活動の現場では社協が前へ出て、行政と連携すべきと感じる場面もありますので、財政的な裏付けや連携協定等も踏まえまして、社会福祉協議会が遠慮せずに社協の領域として積極的な取組みを進めていければと思います。

西嶋常務 社協は多様な団体とネットワークを組んで連携できるという強みがございますので、社協としてもその強みを活かしながら事業を推進していきたいと思っています。

吉川議長 貴重なご意見ありがとうございます。他にございませんか。ないようでございますので、次の報告をお願いします。

西嶋常務 内部管理体制の基本方針についてご報告いたします。この基本方針については平成 29 年 4 月に本格施行されました改正社会福祉法において理事会で決定すると規定されております。市社協では従来からコンプライアンスやガバナンスを確保する諸規程は定めております。今回改めて、内部管理体制の基本方針として様々な規程を整理して、市社協としてこういう対策をしていると皆さんにご理解いただくということで定めたところです。

方針は全部で 4 つから構成されまして、まず、1 経営に関する管理体制でございます。ここでは、理事会及び評議員会は定款に基づき適正に運営すること、業務執行上の重要事項については業務執行理事等で組織する会議を適宜開催し、審議することなどを示しています。

続いて、2 リスク管理に関する体制ということで、個人情報を取り扱うことがございますので、「個人情報の保護に関する方針」「個人情報保護規程」等は定めておりますが、改めて体系的に取りまとめました。また、災害に関するリスクということでもまとめています。

3 コンプライアンスに関する管理体制は、「公益通報者保護要綱」「コンプライアンス委員会設置要綱」等の要綱は従来から定めておりますので、体系的にまとめました。

最後、4 監査環境の整備でございます。市社協では大きなお金も動きますので、監事の監査業務の適正性を確保していくという観点でまとめたものです。

11 月 20 日の理事会で内部管理体制の基本方針として決議されました。理事会ではリスクに関するご質問をいただきましたが、細かいリスクから経営上の大きなリスクまでございますので、理事会・評議員会では大きなリスクについては諮らせていただくということを確認いただきました。

以上、内部管理体制の基本方針についてご報告いたしました。

吉川議長 ただ今の報告について、ご質問はありませんか。

ご質問がなければ、本日ご審議いただく案件及び報告事項はすべて終了いたしました。ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 これをもちまして、評議員会を終了させていただきます。

司 会

今後の予定でございますが、議案書にも記載いたしておりますが、平成 30 年度の事業計画及び予算についてご審議いただく評議員会を平成 30 年 3 月 29 日の午後 1 時 30 分から市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予約くださいますようお願いいたします。正式なご案内は別途通知いたします

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。